

令和7・8年度指宿市建設工事請負業者格付算定要領

指宿市建設工事請負業者格付基準第2条2項に規定する総合点数の算定について、次のとおり定め、格付区分は、その点数に応じて別表1の格付基準により決定する。

1 総合点数

総合点数は、次の算式により算出するものとする。

総合点数＝客観点数＋主観点数

2 客観点数

客観点数は、当該格付年度の鹿児島県建設工事入札参加資格における格付基準に定める「総合点数」を「客観点数」として準用する。

3 主観点数

主観点数は、加点事項及び減点事項により算定された点数を合計したものとする。

4 加点事項

加点事項は、次に掲げる要素により算出し、算出方法は別表2のとおりとする。

- (1) 工事成績
- (2) 災害支援協定
- (3) 災害支援活動
- (4) 消防団員雇用
- (5) ボランティア活動
- (6) 災害支援活動（防犯パトロール等）
- (7) 新規学卒者雇用

5 減点事項

減点事項は、次に掲げる要素により算出し、算出方法は別表2のとおりとする。

- (1) 指名停止
- (2) 工事遅延

6 格付の昇格・降格について

算出された総合点数による格付が、前回の格付から2等級以上昇格又は降格するときは、1等級にとどめるものとする。

7 新規業者

新規業者は、最下級に格付する。

この要領は、令和7年4月17日から施行する。

別表 1

総合点数を用いて、次の基準により格付を行う。

ただし、A級については、特定建設業許可業者とし、特に経営状況や施工実績等総合的な施工能力を重視する必要があることから、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の結果における総合評定値（P 値）も条件とする。

令和 7・8 年度 総合点数による格付基準

格付区分	土木一式	建築一式
A	総合点数 1600 以上 かつ P 値 890 以上の 特定建設業許可業者	総合点数 1450 以上 かつ P 値 800 以上の 特定建設業許可業者
Ⓑ	総合点数 1350 以上	総合点数 1100 以上
B	総合点数 1200 以上	総合点数 1000 以上
Ⓒ	総合点数 950 以上	総合点数 950 以上
C	総合点数 850 以上	総合点数 900 以上
Ⓓ	総合点数 700 以上	総合点数 800 以上
D	総合点数 700 未満	総合点数 800 未満

別表 2

主観点数における加点事項・減点事項は、次の算出方法により行う。

なお、基準年度とは当該格付年度の初年度とする。

区分	算出方法
加 点 事 項	<p>1 工事成績</p> <p>次の対象期間内に、指宿市が発注し完成した工事の工種ごとに、各業者の請負金額（特定建設工事共同企業体で施工した工事については、工事全体の請負金額を各構成員の当該工事に係る出資比率に按分した金額）の合計額を対象期間で割った値と当該工事に係る工事成績の平均点に応じ、「工事成績・施工実績評価換算表」（指宿市版）により算定した点数とする。</p> <p>対象期間</p> <p>土木一式工事⇒基準年度の前年度を含まない過去5年間</p> <p>建築一式工事⇒基準年度の前年度を含まない過去10年間</p> <p style="text-align: right;">上限360点</p>
	<p>2 災害支援協定</p> <p>基準年度の4月1日時点において、本市と災害支援協定を締結している団体の会員である者。</p> <p style="text-align: right;">20点</p>
	<p>3 災害支援活動</p> <p>基準年度の4月1日時点において、本市と機械等の借上げを伴う業務委託協定を締結している者</p> <p style="text-align: right;">10点</p>
	<p>4 消防団員雇用</p> <p>基準年度の4月1日時点において、常勤の職員の中に消防団員を雇用している者。</p> <p style="text-align: right;">1人につき2点とし上限10点</p>
	<p>5 ボランティア活動</p> <p>基準年度の直近2カ年において、公共施設等への愛護活動等を実施している者。但し、本市内の活動等に限る。</p> <p style="text-align: right;">1回1点とし各年上限6点</p>
	<p>6 災害支援活動（防災パトロール等）</p> <p>基準年度の直近2カ年において、災害支援活動として本市内において防災パトロール等を行った者。</p> <p style="text-align: right;">1回1点とし各年上限6点</p>
	<p>7 新規学卒者雇用</p> <p>基準年度の直近2カ年の間に、学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業してから3年以内の者を採用し、申請日時点において常用雇用労働者として雇用している者。但し、本人が指宿市に住民登録をしている場合に限る。</p> <p style="text-align: right;">1名につき2点とし各年上限6点</p>

区分	算 出 方 法
減 点 事 項	<p>1 指名停止</p> <p>指宿市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 20 年告示第 99 号）に基づき、基準年度の直近 2 カ年（初年度 4 月 1 日から翌年度 3 月 31 日）の間に指名停止を受けた者について、次に掲げる指名停止の期間の区分に応じ、当該各号に定める点数を減ずるものとする。</p>
	(1) 1ヶ月未満 4点
	(2) 1ヶ月以上2ヶ月未満 6点
	(3) 2ヶ月以上3ヶ月未満 8点
	(4) 3ヶ月以上6ヶ月未満 12点
	(5) 6ヶ月以上12ヶ月未満 16点
	(6) 12ヶ月以上 20点
	<p>2 工事遅延</p> <p>次に掲げる工事遅延の累積日数の区分に応じ、当該各号に定める点数を減ずるものとする。</p>
	(1) 15日～30日未満 8点
	(2) 30日～60日未満 12点
	(3) 60日以上 20点

(加点事項に伴う提出用書類)

項 目	様式	証 明 者
ボランティア活動	様式 1	ボランティア活動主催機関の長又は活動場所の施設管理者
災害支援活動（防災パトロール等）	様式 2	施設管理者
消防団員雇用	様式 3	指宿市危機管理課長
新規学卒者雇用	様式 4	

提 出 先：指宿市役所建設監理課

提出期間：令和 7 年 2 月 3 日(月)～令和 7 年 3 月 7 日(金)